



2023年4月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 楽 天 地
代 表 者 名 代 表 取 締 役 浦 井 敏 之
社 長 執 行 役 員
(コード番号 8842 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 高 山 亮
総 務 人 事 担 当
(TEL. 03 - 3631 - 3122)

**当社の従業員および当社子会社の従業員に対する
譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年7月14日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 16,800株
(3) 処分価額	1株につき4,260円
(4) 処分総額	71,568,000円
(5) 割当予定先	当社の従業員78名 7,800株 当社子会社の従業員90名 9,000株

2. 処分の目的および理由

当社は、本年3月8日開催の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、当社グループ役職員と当社株主の皆さまとの一層の価値共有を進め、「人的資本経営」の推進と当社グループの中長期的な企業価値向上を目的として、当社グループ役職員に対して譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員78名および当社子会社の従業員90名（以下、あわせて「対象従業員」といいます。）に対し、当社または当社子会社から金銭債権合計71,568,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式16,800株を処分することを決議いたしました。

これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、約3年間の譲渡制限を設けることといたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象従業員は、2023年7月14日（払込期日）から2026年6月30日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3か月を超えるまでの間にいずれの地位も喪失した場合には、2024年5月1日）において、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、または、譲渡制限期間中に対象従業員が当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2024年4月30日以前であるときは、この限りでない。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年4月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,260円としております。これは、取締役会決

議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上